

内容	懲戒処分の公表について	令和5年3月29日
----	-------------	-----------

1 職員の処分内容、処分理由等【洲本市ふるさと納税問題に関する事案】

所属	性別	年代	役職等	処分年月日	処分内容	事案概要
産業振興部 当時(企画情報部)	男	50代	7級 (課長職)	令和5年3月29日	停職 6か月	<p>本市におけるふるさと納税制度からの指定取り消しに関連する、一連の事務手続き等の多岐に渡る非違行為に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと洲本応援商品券」を支払手段として使い、市内業者からパソコンとプリンターを購入した「不適正な業務執行」 ・ふるさと納税の返礼品である「洲本温泉券」の管理及び事務執行において、恒常的な「おまけ」の送付実態に対する「不適正な業務執行」 ・おせち料理の一連の事務執行において、追認議決案件に発展したことや配布先の管理において、高額な公金支出が伴う事務にかかわらず、法令違反、契約手続きにおいて不適正な事務処理等があったことによる「公金・公の財産処理不適正」 <p>その他、処分の対象となり得る複数の異なる非違行為の実態が多岐に渡り、非違行為の結果が極めて重大であること、公務内外に及ぼす影響が特に大きい事案であることから、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当することで懲戒処分を行うものである。</p>
総務部 当時(企画情報部)	男	60代	7級 (部長職)	令和5年3月29日	戒告	上記事案の管理監督責任
企画情報部	男	50代	7級 (部長職)	令和5年3月29日	戒告	上記事案の管理監督責任及びふるさと納税産品である「玉ねぎスープ」の契約、発注処理において、不適正な事務手続きが生じた責任

2 市長のコメント

この度、処分を科すにあたり、あらためて、このような事態を招いてしまいましたこと、市民の皆様、返礼品取扱事業者等関係者の皆様、並びに寄附者の皆様に心からお詫びを申し上げます。
 今後、洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会の調査結果に基づく改善策の提言等を踏まえ、適正な組織体制のもと、コンプライアンスの徹底を図り、信頼回復に努める所存です。